

国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の組織体制と運営方法

サンゴ礁の健全度が引き続き低下しているため、サンゴ礁と関連生態系における人為的影響によって引き起こされる様々な問題に取り組む必要性を再確認する；

政府間、国際研究機関、NGO、地域社会や民間産業などが相互に協力し合うことは、サンゴ礁生態系の保護を成功させる上で不可欠であることを認識する；

ICRIの目的達成のための多くの個人や研究機関などの献身的な取り組みに感謝する；

ICRIの「新・行動の呼びかけ」および「行動の枠組み」を実現させることを決意する。

ICRIメンバーは、以下の項目に従ってICRIを組織することを決意する。

項目1 . ICRIメンバー:

1.1 以下の者は、ICRIのメンバーとなる資格がある：

- (i) 国際連合の全ての加盟国あるいはそれに準ずる団体；
- (ii) 重要なサンゴ礁生態系を保有する全ての国、あるいは経済圏
- (iii) 国連の全ての政府機関、またはプログラム
- (iv) サンゴ礁に関わる全ての専門公的機関、または、プログラム
- (v) 国家、地域、あるいは地球規模の重要なサンゴ礁プログラムを実施している、あるいは利害がある、国際的、政府間、あるいは非政府組織

1.2 現在のメンバーシップは、ICRIの「行動の呼びかけ」あるいは「新・行動の呼びかけ」、および「行動の枠組み」の承認に参加した、あるいは支持した国及び組織からなる。新しいメンバーは、総会に出席し、「新・行動の呼びかけ」及び「行動の枠組み」を支援することを表明しなければならない。

1.3 ICRIメンバーシップは、地元、国、地域あるいは地球規模のそれぞれに見合ったサンゴ礁に関する取り組みを支持していくことによって、「新・行動の呼びかけ」及び「行動の枠組」を継続的に実施していく。

1.4 メンバーの継続には、ICRIの目標を支持する関連活動についての最新の報告書の提出と、2名の連絡窓口を指定することが要求される。また、メンバーは各事務局の任期中、少なくとも1回は総会に出席するよう努力しなければならない。混乱を来たす行動を伴うあらゆる団体は、総会の際に多数決によって全員の合意が得られれば脱退させることができる。

項目2 . ICRI総会:

2.1 総会は、少なくとも年1回開催することとする。4年に1回の国際熱帯海洋生態系管理シンポジウム(ITMEMS)、国際サンゴ礁シンポジウム(ICRS)、あるいは他の重要な会合と併せて、可能な時に開催されるべきである。

2.2 メンバーが必要と判断すれば、追加の総会を召集することができる。メンバーは、事務局執行当局者あるいは事務担当者に追加総会開催が必要な旨を文書に記して提出することによって、追加会合の開催

を要請することができる。事務局執行当局または事務担当者はその提案文書をメンバーに回覧し、14日以内に受けたメンバーからの返答状況及び資金状況を考慮に入れて会議を開催するかどうか判断する。

- 2.3 メンバーからの要請により、事務局執行当局はオブザーバーを総会の全体会議に招聘することができる。オブザーバーは、議長にプレゼンテーションを行う許可を求めことができ、議長は会議の主催者と相談の上その判断を行う。オブザーバーの会合への参加は議長の裁量によるが、メンバーの参加より優先されてはならない。
- 2.4 発展途上国の参加者が出席するための財政支援の決定は、事務局執行当局者の裁量による。総会の出席に際して旅費の支援を必要とするメンバーは、正式な申請文書を事務局執行当局者または事務担当者に提出しなければならない。

項目3. 地域組織、地域会合及び地域ワークショップ:

- 3.1 ICRIは、定期的な地域会合の開催を奨励し支持する。ICRIの地域メンバーは、できるだけ、サンゴ礁地域が次のように区分けされたUNEP 地域海域プログラムの地域区分に従うこと：カリブ海、北東太平洋、東アジア、東アフリカ、湾岸海洋環境保護機構(ROPME)海(クウェート地域)、紅海とアデン湾、南アジア、南太平洋。
- 3.2 これらの地域プログラムのいずれにも関連していないメンバーは、どの地域あるいは地域連合に参加を希望するか宣言することができる。
- 3.3 地域会合の主催者は、オブザーバー、特に地域の利害関係者をこれらの会合に招聘することが奨励されている。オブザーバーの参加は、主催者と議長の裁量による。

項目4. ICRI事務局:

単独、あるいは2ヶ国のメンバー政府だけが、ICRI事務局を務めることができる。事務局の任期は約2年間で、事務局の正確な移行時期はメンバーによって決定される。

項目5. ICRI事務局の職責:

事務局の職責は、この決議文書の他の項目で指定されたものに加えて、下記のものである:

- (i) 任期中に「行動計画」を作成し、実施する。
- (ii) 総会を開催する。
- (iii) 国際熱帯海洋性生態系管理シンポジウム(ITMEMS)を共催する。
- (iv) 国際サンゴ礁シンポジウムが開催される場合は、ICRIの目的と関連したセッションを開催することを通じて主催者を支援する。
- (v) ICRI総会の議題草案を準備し、メンバーに回覧してコメントを収集する。
- (vi) ICRI総会の議題最終案を準備し、会合に関する情報をすべてのメンバーに通知する。
- (vii) メンバーから会合の決議案を収集し、コメントを収集するために回覧する。
- (viii) 総会で決議される決議案や活動声明文などについては、その作成・決議工程をきちんとフォローし、総会前に適正な議論を経た上で決議されることを確認する。また、ICRIが定めた特定の委員会についても事務局として活動をフォローする。
- (ix) 総会全体会合の議長を遂行する。

- (x) 各国の国内レポートを受理・回覧する。
- (xi) 事務局執行当局者あるいは事務代表者は、事務局行動計画の達成度を示した年次報告書を作成し回覧する。
- (xii) 総会の議事録を準備し、総会終了後1カ月間以内に回覧するとともに、緊急を要する活動事項や業務事項についてフォローする。
- (xiii) 地域会合あるいはワークショップを主催国とともにとともに共催する。
- (xiv) メンバー、連絡窓口の情報、および過去の総会に出席した代表者などのデータベースを作成・管理する。
- (xv) 検討を要する新たな課題についてメンバーに警告する
- (xvi) メンバーら、特に過去の事務局と相談しながら、事務局催事を確実に継続する。
- (xvii) メンバーが次期事務局の候補国を探るのを支援し、新たな事務局の準備を支援する
- (xviii) あるいは事務局を代表して、あるいは適切な代表者をメンバーから任命して、ICRIの代表として関連国際会議に参加し、会合での成果を総会またはICRIフォーラム上でメンバーに報告する。
- (xix) ICRIの目標及び活動についての情報を外部に配信する。
- (xx) 関連する国際会合において多くのICRIメンバーが参加している場合、ICRIパートナーとの会合を主催する。
- (xxi) ICRIの公式記録や公文書(アーカイブ)を監督する。
- (xxii) インターネットベースのICRIフォーラムを維持していくために必要な書類の作成を行う。
- (xxiii) ICRIへの問い合わせに対して代表して回答する。
- (xxiv) 問い合わせに対し、必要に応じて適切なメンバーあるいは委員会に問い合わせる。
- (xxv) 新しいメンバーの勧誘を行う。
- (xxvi) ICRIおよびICRI事務局への支援として提供された資金の管理・運営を含めたICRI事務局の財政管理を行う。

ICRI事務局執行当局者は、一部の上記職務を事務担当者(DAR)に委任することができる。この文書で事務局執行当局者または事務担当者について触れる際、その職務はいずれかに委任されることがあるとする。ただし、そうでない場合は事務局執行当局者が担うこととする。

項目6. ICRIネットワーク:

- 6.1 ICRIはまた、「行動の枠組」と「新・行動の呼びかけ」の活動をそのオペレーショナルネットワークを通して実行する。
- 6.2 また、ICRI事務局活動計画を実施するために、オペレーショナルネットワークに対して一般的な指針や勧告を提供する。
- 6.3 それぞれのネットワークは、活動戦略、運営プログラムや通常の機能を維持・実施するために、個々の委員やその他類似した運営団体によって運営される。各ネットワークの運営団体は、ICRI事務局執行当局者の代表者を含むこととし、少なくとも1年に1度は会合しなければならない。新しいネットワークの設立あるいは承認は、ネットワーク解体と同様に、全てICRIの決議として行われる。
- 6.4 それぞれのネットワークは、次回総会において、活動の年次報告を提出する。報告では、前年の活動と今後の予定活動を示し、ネットワークの財政状況を記す必要がある。
- 6.5 ICRIによって任命されたネットワークの役員メンバーは、関連する総会決議に添ったネットワークの活動状況を記した内部報告書を毎年事務局執行当局者に提出する必要がある。事務局執行当局者は、報告についてコメントすることができ、その後に次回の総会に提出される。

項目 7. 決議:

すべての決議は前回一致により採択される。

項目 8. 文書の種類:

8.1 ICRI文書には、以下の6つのカテゴリがある:

- (i) 総会決議 (General Membership Resolutions)
- (ii) 総会判断 (General Membership Decisions)
- (iii) 内部報告書 (Internal Reports)
- (iv) ICRI報告書 (ICRI Reports)
- (v) 事務局執行当局勧告 (Host Secretariat Advisories)
- (vi) 事務局執行当局通信 (Host Secretariat Correspondence)

8.2 総会決議: ICRI は、重大で広範囲にわたる問題に注意を喚起するために、決議を採択することができる。決議は、以下の3つの方法のうちの1つによって作成される:

標準的な手順: 決議案は、総会の28日前までに事務局執行当局あるいは事務代表(DAR) に提出されなくてはならない。事務局執行当局あるいは DAR は、総会の14日以上決議案をメンバーに回覧し、コメントを求める必要がある。そして、事務局執行当局者は総会で議論するための最終案を作成する。総会では、欠席しているメンバーのことを配慮して、決議案の修正は最小限に留めることとする。

緊急の場合: 総会と総会の間迅速な行動が必要とされる場合、事務局執行当局あるいは DAR は、決議案を14日間回覧してコメントを求める必要がある。事務局執行当局あるいは DAR は、コメントを最終案に反映させて作成し、メンバーに再度回覧して合意を求める。もし、14日間に誰も反対を表明しなかった場合は、事務局執行当局は決議案を承認されたと見なすことができる。もし総会参加メンバーの総意が得られなければ、その決議案は承認されないか、あるいは事務局執行当局あるいは DAR の裁量において修正・再提出される。

予想外の状況: 決議の提出に必要な28日間以内、あるいは総会の期間中に決議案が明らかに必要になった場合、事務局執行当局あるいは DARは、可能ならば会合の前に、あるいは会合の間できるだけ早い時間帯にそれを提出し回覧する。もし総会中に提出されたなら、事務局執行当局あるいは DAR は、出席していないメンバー宛てに電子メールで決議案を送付する。もし、メンバーの誰かが、その場で決議の必要性が予見可能であったという理由から正式に反対を表明した場合は、決議は撤回される。意見のない場合は同意とみなされる。もし反対がないなら、それは総会最後に予定されたセッションまでの間に議論される。事務局執行当局あるいは DAR は、欠席しているメンバーから受け取ったどのようなコメントも報告しなければならない。

8.3 総会決議: ICRI は、ICRI ネットワーク、事務局執行当局あるいはDARの活動、及び総会の運営に関する判断を採択する。ネットワークに関連している判断は、事務局がネットワークの役員会と相談しながら作成し、決議案の採決の際と同じ手順に従ってメンバーに回覧されなければならない。ネットワークの年次報告書を検討した上で、総会中に必要に応じて変更を加えることができる。事務局執行当局あるいは DARは、判断の中で示された指針を基に実行プログラムを策定するよう、ネットワークの指導組織に採択された判断を送付する。

- 8.4 **内部報告**は、ICRI 事務局執行当局あるいは DAR、委員会、ワーキンググループ、あるいはそれに準じる組織によって、内部の情報交換と活用のために作成される。ICRI メンバーによる年次報告も内部報告の一部である。その配布はメンバーに限られる。内部報告の内容は、公的に閲覧が可能なので、その利用はメンバー内部に限ることとし、そこで表現された見解は、個々のICRIメンバーまたはそれに準じた人々の意見であり、ICRIそのものの見解ではないことを明確に示しておかなければならない。内部報告は総会決議と同じ手順で作成される。
- 8.5 **ICRI 報告**：ICRI 報告は、長すぎて通常の決議の形式に収まりきらない、情報配信的あるいは技術的な性質の文書である。また、メンバーの一致した意見を代表したもので、一般の人々あるいはその他の組織に配布を希望するものである。ICRI 報告も総会決議と同じ手順を用いて作成されなければならない。
- 8.6 **活動声明**：総会の中に事務局執行当局あるいは DAR は、総会において、必要に応じて、特定事項を要約し、会合での合意事項が確実に実行されるようにするための活動リストを盛り込んだ、メンバーによる活動声明を準備し、のメンバーによって承認された活動宣言を、必要に応じて準備する。
- 8.7 **事務局勧告**：事務局執行当局は、ICRIメンバーや特定のメンバー団体、あるいは外部の団体に対して、ICRIの事業を推進していくために必要だと考えられる重要な活動に対して注意を喚起するために、事務局勧告を発行することができる。このような勧告の提案は、総会で議論されるか、あるいはメンバーによりいつでも事務局執行当局あるいはDAR に提出することができる。事務局執行当局あるいは DAR は、それを14日間の期限メンバーに回覧してコメントを募る。事務局執行当局は、コメントを受け入れて事務局勧告を作成・発行する。
- 8.8 **事務連絡**：事務的な事項について、事務局あるいは DAR は適当な署名のもと、公式文書を送ることができる。

項目 9. 公式文書

決議事項、判断事項、事務局勧告、内部報告及び ICRI 報告は、ICRI の公式文書と見なされる。ICRI フォーラムは、ICRIのこれら全ての公式文書の保管場所とする。

項目 10. 予算と資金：

- 10.1 事務局は、任期中最初の総会において検討・承認のために予算を準備する。予算案は標準的な手順に従って、決議案として回覧する。
- 10.2 以下を含むICRI の経費は、完全に提供資金から成り立つものとする：
- (i) ICRI 事務作業のための事務局執行当局あるいは DARの経費
 - (ii) ICRI 会合の主催と実施経費。
 - (iii) ICRI 書類の作成と回覧
 - (iv) ICRI 公文書保管のための経費
 - (v) 支援が必要だと考えられたメンバーに対する総会及び地域会合への参加のための旅費と出席経費

事務局は、これらの事項に対して大半の資金を提供することが期待されている。事務局は、全メンバーに公文書の保管と総会参加への旅費支援の提供を呼びかけることができる。

- 10.3 メンバーの全会一致によって承認された場合のような特別な場合にのみ、ICRIの活動資金が直接的に活動プログラムの運用に用いられることができる。そのようなプログラムには、オペレーショナルネットワークが担当すべきである。
- 10.4 ICRIへの活動資金の提供は、基本的にメンバーからの現金あるいはそれに準ずる物による、自発的な貢献とする。
- 10.5 長期的なICRIのゴールは、資金の負担が不可能な国でもICRIの事務局を務めることができるように、自発的かつ定期的な資金提供のシステムを開発することである。メンバーからの年間の自発的献金の提供については継続して検討される。

項目 11. 財務:

- 11.1 事務局はその任期中、財務について透明で責任あるシステムを持たなければならない。そのために、事務局期間中の予算案を提供しなくてはならない(Art 10.1)。
- 11.2 ICRIに寄付された資金は、個別の口座に保管される必要がある。
- 11.3 資金の支出は認められた予算支出事項、あるいは、ICRI決議で承認された予想外の状況のみに限定される。

項目 12. 特別委員会:

事務局執行当局またはICRIメンバーは、必要に応じて、特定の議題について活動し、報告書を準備し、特定の問題に関する提言を行ったりするための特別委員会を設置することができる。委員会は全てのメンバーが参加でき、オブザーバーを招くこともできる。委員会は、委員の中から代表者を選出する必要がある。特別委員会のメンバーは、総会において、活動の報告を提出しなくてはならない。特別委員会の活動期間は、メンバーとの相談の上、事務局執行当局の裁量による。

項目 13. 委員会の作業:

委員会は、総会中、あるいはもし可能なら、他の国際会合の機会を利用して会合を持つ。会合以外での活動は、主に電子情報のやりとりで行う。委員会の代表者は、委員とのこれらの連絡や議論の結果を報告する。

Article 14. Review of procedures

この文書に記された判断と項目は、メンバーの合意によって再検討および修正することが出来る。